

市民緑地設置管理計画認定（認定市民緑地）

(1) 制度概要

本制度は、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用するもの。

【都市緑地法第 60 条】

緑化地域または緑化重点地区で周辺の地域で緑地が不足している 300 m²の土地に開設することができる。

(2) 認定状況

表 （認定一覧） 認定市民緑地

都道府県	市町村名	名称	認定年月日	認定申請者名 (設置管理主体)	みどり法人の指定	区域の面積 (ha)	
						土地面積	建築物等面積※1
茨城県	つくば市	ソシエルみどりのファーム プレイス	H31.2.8	(株) プレイスメイキング研究所	無	0.04	農機具倉庫 20 m ² +休憩 施設整備中
埼玉県	さいたま市	中川自治会広場	H29.8.30	中川自治会	有	0.25	-
		コクーンシティ	H30.5.29	片倉工業(株)	有	0.44	-
千葉県	柏市	かしわ路地裏 市民緑地	H29.11.15	NPO 法人 urban desigh partners balloon	有	0.05	-
東京都	千代田区	一号館広場	R1.12.18	三菱地所株式会社	有	0.32	-
		ホトリア南広場	R3.3.26	三菱地所株式会社	有	0.20	-
		KANDA SQUARE 屋外広場	R3.3.26	住友商事株式会社	有	0.49	-
愛知県	名古屋市	ノリタケの森	H30.12.13	(株) ノリタケ カンパニーリミ テド	有	2.13	-
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツ プラザ神戸 和田岬市民緑地	H31.3.26	ミズノスポーツ サービス(株)	有	0.11	-
愛媛県	西条市	紡ぐ広場	H30.10.1	(株)アドバンテック	有	0.40	-
合計	7	10				4.43	0.01 未満

※ 令和 4 年 3 月 31 日現在

※1 「建築物等面積」は人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積を示す